令和2年度診療報酬改定における 主な歯科関係施設基準一覧

■基本診療料の施設基準

- 歯科点数表の初診料の注1
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療環境体制加算

■特掲診療料の施設基準

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- ・歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加 算及び歯科治療時医療管理料
- 在宅療養支援歯科診療所
- ・歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- · 有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査、咬合圧検 杳
- 精密触覚機能検査
- 睡眠時歯科筋電図検査
- 手術用顕微鏡加算
- ・口腔粘膜処置
- ・有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工 加算1及び2
- 口腔粘膜血管腫凝固術
- 顎関節人工関節全置換術
- ・レーザー機器加算
- 歯科麻酔管理料

■基本診療料の施設基準

歯科点数表の初診料の注1

告示

- 八の三 診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点 数表(以下「歯科点数表」という。)第1章基本診療 料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する 施設基準
 - (1) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。
- (2) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき 十分な機器を有していること。
- (3) 歯科外来診療における院内感染防止対策に係る 研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置され ていること。
- (4) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る院内掲示を行っていること。

通知

第2の7 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設 基準

- 1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- (1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- (2) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。
- (3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を 4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯 科医師が1名以上配置されていること。
- (4)職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施していること。
- (5) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染 防止対策を実施している旨の院内掲示を行ってい ること。
- (6)年に1回、院内感染対策の実施状況等について、 様式2の7により地方厚生(支)局長に報告して いること。
- (7) 令和2年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和2年6月30日までの間に限り、 1の(4)の基準を満たしているものとみなす。

2 届出に関する事項

- (1) 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準に係る届出は、別添7の様式2の6を用いること。
- (2) 当該届出については、届出にあたり実績を要しない。ただし、様式2の7により報告を行うこと。

告示

九 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準

- (1)看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。) が二名以上配置されていること。
- (2) 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- (3) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき 十分な体制が整備されていること。
- (4) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な機器を有していること。
- (5) 歯科外来診療における院内感染防止対策に係る 研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されて いること。
- (6) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る院内掲示を行っていること。
- (7) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。
- イ 常勤の歯科医師が二名以上配置され、次のいず れかに該当すること。
- ① 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率(別の保険医療機関から文書により紹介等された患者(当該病院と特別の関係にある保険医療機関等から紹介等された患者を除く。)の数を初診患者(当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に受診した六歳未満の初診患者を除く。)の総数で除して得た数をいう。以下同じ。)が百分の三十以上であること。
- ② 歯科医療を担当する病院である保険医療機関に おける当該歯科医療についての紹介率が百分の二 十以上であって、別表第一に掲げる手術の一年間 の実施件数の総数が三十件以上であること。
- ③ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科医療を担当する他の保険 医療機関において歯科点数表の初診料の注6若しくは再診料の注4に規定する加算又は歯科点数表の歯科訪問診療料を算定した患者であって、当該他の保険医療機関から文書により診療情報の提供を受けて当該保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行ったものの月平均患者数が五人以上であること。
- ④ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関に

通知

第3 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設 基準等

- 1 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する施設基準等
- (1)地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における文書により紹介された患者の数及び当該保険医療機関における初診患者の数については、届出前1か月間(暦月)の数値を用いる。
- (2) 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準 における手術の数については、届出前1年間(暦 年)の数値を用いる。
- (3) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関に おいて、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の 注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者 数については、届出前3か月間(暦月)の月平均 の数値を用いる。
- (4)(1)の「文書により紹介された患者の数」とは、別の保険医療機関等からの文書(別添6の別紙1 又はこれに準ずる様式)により紹介されて歯科、 小児歯科、矯正歯科又は口腔外科を標榜する診療 科に来院し、初診料を算定した患者(当該保険医 療機関と特別の関係にある保険医療機関からの紹 介患者は除く。)の数をいい、当該保険医療機関に おける「初診の患者の数」とは、当該診療科で初 診料を算定した患者の数(時間外、休日又は深夜 に受診した6歳未満の患者を除く。)をいう。単に 電話での紹介を受けた場合等は紹介患者には該当 しない。
- (5)「特別の関係にある保険医療機関」とは「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305 第1号)の別添1第1章第2部通則7の(3)に規定する特別の関係にある保険医療機関をいう。
- (6) 当該病院が当該病院の存する地域において、歯 科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制 が確保されていること。
- (7) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じ

おいて、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の 注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者 数が三十人以上であること。

- ロ次のいずれにも該当すること。
- ① 常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
- ② 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の周術期等口腔機能管理計画 策定料、周術期等口腔機能管理料(I)、周術期等口腔機能管理料(II)又は周術期等口腔機能管理料 (III)のいずれかを算定した患者の月平均患者数が二十人以上であること。
- (8) 当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ていること。

- (8) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。
- (9) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を 4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯 科医師が1名以上配置されていること。
- (10) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染 防止対策を実施している旨の院内掲示を行ってい ること。

2 届出に関する事項

- (1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に 係る届出は、別添7の様式3を用いること。
- (2) 届出受理後の措置については、毎年7月末日までに、前年1年間(暦年)の実績について別添7の様式3による報告を行い、必要があれば区分の変更を行う。

告示

十 歯科外来診療環境体制加算の施設基準

- (1)歯科外来診療環境体制加算1の施設基準
 - イ 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。
 - ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修 を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されてい ること。
 - ハ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯 科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置さ れていること。
 - ニ 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
 - ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
 - へ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を 行っていること。
- (2) 歯科外来診療環境体制加算2の施設基準
- イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料 に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関であること。
- ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修 を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されてい ること。
- ハ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯 科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置さ れていること。
- ニ 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
- へ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を 行っていること。

通 知

第4 歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療 環境体制加算2

- 1 歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療環境体制加算2に関する施設基準
 - (1) 歯科外来診療環境体制加算1に関する施設基準
 - ア 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設 基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け 出た保険医療機関を除く。)であること。
 - イ 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届 出を行っていること。
 - ウ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の 医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医 師が1名以上配置されていること。
 - エ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科 医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置され ていること。
 - オ 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること。また、自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っていること。
 - (イ) 自動体外式除細動器 (AED)
 - (口) 経皮的酸素飽和度測定器

(パルスオキシメーター)

- (ハ) 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
- (二) 血圧計
- (ホ) 救急蘇生セット
- (へ) 歯科用吸引装置
- カ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りでない。
- キ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯 牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に 飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保して いること。

- ク 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時に おける連携保険医療機関との連携方法やその対応 等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施して いる旨の院内掲示を行っていること。
- (2) 歯科外来診療環境体制加算2に関する施設基準 ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料 の届出を行った保険医療機関であること。
- イ (1)のウからクまでの施設基準をすべて満たすこと。
- ウ 歯科外来診療において発生した医療事故、イン シデント等を報告・分析し、その改善策を実施す る体制を整備していること。

2 届出に関する事項

歯科外来診療環境体制加算1又は歯科外来診療環境体制加算2の施設基準に係る届出は、別添7の様式4を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

告 示

六の二の三 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 の施設基準

- (1) 保険医療機関である歯科診療所であること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科 医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置され ていること。
- (3) 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の 実績があること。
- (4) 歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2との連携の実績があること。
- (5) 歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
- (6) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (7) 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉 施設等と連携していること。
- (8) 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

通 知

第13 の2 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

1 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

次の要件のいずれにも該当するものをかかりつけ歯科 医機能強化型歯科診療所という。

- (1) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科 医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置され ていること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
- ア 過去1年間に歯周病安定期治療(I)又は歯周病 安定期治療(II)をあわせて30回以上算定している こと。
- イ 過去1年間にフッ化物歯面塗布処置又は歯科疾 患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算をあわせ て10回以上算定していること。
- ウ クラウン・ブリッジ維持管理料を算定する旨を届 け出ていること。
- エ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を 届け出ていること。
- (3)過去1年間に歯科訪問診療1若しくは歯科訪問 診療2の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科 診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2に依 頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上で あること。
- (4) 過去1年間に診療情報提供料又は診療情報連携 共有料をあわせて5回以上算定している実績があ ること。
- (5) 当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する 継続管理に関する研修(口腔機能の管理を含むもの であること。)、高齢者の心身の特性及び緊急時対応 等の適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在 籍していること。なお、既に受講した研修が要件の 一部を満たしている場合には、不足する要件を補足 する研修を受講することでも差し支えない。
- (6) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の診療所にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との

連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

- (7) 当該診療所において歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供していること。
- (8)(5)に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3 つ以上に該当すること。
- ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること。
- イ 地域ケア会議に年1回以上出席していること。
- ウ 介護認定審査会の委員の経験を有すること。
- エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・介護 保険施設等で実施される多職種連携に係る会議等に 年1回以上出席していること。
- オ 過去1年間に、栄養サポートチーム等連携加算1又 は栄養サポートチーム連携加算2を算定した実績が あること。
- カ 在宅医療又は介護に関する研修を受講していること。
- キ 過去1年間に、退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した実績があること。
- ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受 講していること。
- ケ自治体が実施する事業に協力していること。
- コ 学校歯科医等に就任していること。
- サ 過去1年間に、歯科診療特別対応加算又は初診時歯 科診療導入加算を算定した実績があること。
- (9) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の 切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散す る細かな物質を吸引できる環境を確保しているこ と。
- (10) 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供 を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している こと。
- ア 自動体外式除細動器 (AED)
- イ 経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
- ウ 酸素供給装置

- 工 血圧計
- オ 救急蘇生セット
- 力 歯科用吸引装置

なお、自動体外式除細動器(AED)については 保有していることがわかる院内掲示を行っているこ とが望ましい。

2 届出に関する事項

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に係る届出は、別添2の様式17の2を 用いること。また、研修については、該当する研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。

告 示

六の二の四 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料の施設基準

- (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常 勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後 における当該患者の全身状態を管理する体制が整 備されていること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科 医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が 一名以上配置されていること。
- (3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
- (4) 緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制(病院である医科歯科併設の保険医療機関(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。)にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制)が確保されていること。

通 知

第13 歯科疾患管理料の注11 に規定する総合医療管理 加算及び歯科治療時医療管理料

- 1 歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加 算及び歯科治療時医療管理料に関する施設基準
 - (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常 勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治 療中及び治療後における当該患者の全身状態を管 理できる体制が整備されていること。
 - (2) 常勤の歯科医師が複数名配置されていること又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間帯に歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
 - (3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有していること。
- ア 経皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
- イ 酸素供給装置
- ウ 救急蘇生セット
- (4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

2 届出に関する事項

歯科疾患管理料の注11 に規定する総合医療管理 加算及び歯科治療時医療管理料の施設基準に係る届 出は別添2の様式17 を用いること。

告 示

六の三 在宅療養支援歯科診療所の施設基準

- (1) 在宅療養支援歯科診療所1の施設基準
- イ 保険医療機関である歯科診療所であって、歯科 訪問診療1又は歯科訪問診療2を算定しているこ と。
- ロ 高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤 の歯科医師が一名以上配置されていること。
- ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- 二 当該保険医療機関が歯科訪問診療を行う患者に対し、患家の求めに応じて、迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保し、歯科訪問診療を担う担当歯科医の氏名、診療可能日等を、文書により患家に提供していること。
- ホ 在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有する別 の保険医療機関との連携体制が確保されているこ と。
- へ 定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行って いる患者数等を地方厚生局長等に報告しているこ と。
- ト 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉 施設等との十分な連携の実績があること。
- チ 主として歯科訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
- ① 当該診療所で行われる歯科訪問診療の患者のうち、六割以上が歯科訪問診療1を実施していること。
- ② 在宅歯科医療を担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
- ③ 直近一年間に五つ以上の病院又は診療所から、文書による紹介を受けて歯科訪問診療を開始した実績があること。
- ④ 在宅歯科医療を行うにつき十分な機器を有していること。
- ⑤ 歯科訪問診療における処置等の実施について相当の実績を有すること。
- (2) 在宅療養支援歯科診療所2の施設基準
- イ (1) のイからへまで及びチに該当するものであること。
- ロ 当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施 設等との必要な連携の実績があること。

通 知

第 14 在宅療養支援歯科診療所 1 及び在宅療養支援歯 科診療所 2

- 1 在宅療養支援歯科診療所1及び在宅療養支援歯科 診療所2の施設基準
- (1) 在宅療養支援歯科診療所1の施設基準 次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科 医療面から支援できる体制等を確保していること。
- ア 過去1年間に歯科訪問診療料1及び歯科訪問診療 2を合計15 回以上を算定していること。
- イ 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含む ものであること。)、口腔機能の管理、緊急時対応等 に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名 以上配置されていること。なお、既に受講した研修 が要件の一部を満たしている場合には、不足する要 件を補足する研修を受講することでも差し支えな い。
- ウ 歯科衛生士が配置されていること。
- エ 当該診療所において、歯科訪問診療を行う患者に 対し、迅速に歯科訪問診療が可能な保険医をあらか じめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、 緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族 に対して説明の上、文書により提供していること。
- オ 歯科訪問診療に係る後方支援の機能を有する別の 保険医療機関との連携体制が確保されていること。
- カ 当該診療所において、過去1年間の在宅医療を担 う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域 包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保 険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回 数の実績が5回以上であること。
- キ 以下のいずれか1つに該当すること。
 - (イ) 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議に年1回以上出席していること。
 - (ロ)過去1年間に、病院・介護保険施設等の職員 への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実 施又は口腔管理への協力を行っていること。
 - (ハ) 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との 連携実績が年1回以上あること。

- ク 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上 あること。
 - (イ) 栄養サポートチーム等連携加算1又は2の算 定があること。
 - (ロ) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定があること。
 - (ハ) 退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。
- ケ 直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を 行った患者のうち、歯科訪問診療を行った患者数の 割合が9割5分以上の診療所にあっては、次のいず れにも該当するものであること。
 - (イ)過去1年間に、5か所以上の保険医療機関から初診患者の診療情報提供を受けていること。
 - (ロ) 直近3か月に当該診療所で行われた歯科訪問 診療のうち、6割以上が歯科訪問診療1を算定 していること。
 - (ハ) 在宅歯科医療に係る3年以上の経験を有する 歯科医師が勤務していること。
 - (二) 歯科用ポータブルユニット、歯科用ポータブ ルバキューム及び歯科用ポータブルレントゲン を有していること。
 - (ホ) 歯科訪問診療において、過去1年間の診療実績(歯科点数表に掲げる区分番号のうち、次に掲げるものの算定実績をいう。)が次の要件のいずれにも該当していること。
 - ① 区分番号「I 0 0 5」に掲げる抜髄及び区 分番号「I 0 0 6」に掲げる感染根管処置の 算定実績が合わせて 20 回以上であること。
 - ② 区分番号「J000」に掲げる抜歯手術の 算定実績が20回以上であること。
 - ③ 区分番号「M018」に掲げる有床義歯を 新製した回数、区分番号「M029」に掲げ る有床義歯修理及び区分番号「M030」に 掲げる有床義歯内面適合法の算定実績が合わ せて40回以上であること。ただし、それぞ れの算定実績は5回以上であること。
- コ 年に1回、歯科訪問診療の患者数等を別添2の様式18の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告していること。

(2) 在宅療養支援歯科診療所2の施設基準

次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科 医療面から支援できる体制等を確保していること。

ア 過去1年間に歯科訪問診療1及び歯科訪問診療2 を合計10回以上算定していること。

イ (1)のイからカまで及びケのいずれにも該当すること。

ウ年に1回、歯科訪問診療の患者数等を別添2の様式18の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告していること。

2 届出に関する事項

在宅療養支援歯科診療所1及び在宅療養支援歯 科診療所2の施設基準に係る届出は、別添2の様式 18 を用いること。

告示

八 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総 合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料の 施設基準

- (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常 勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後 における当該患者の全身状態を管理する体制が整 備されていること。
- (2) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科 医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が 一名以上配置されていること。
- (3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
- (4) 緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制(病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制)が確保されていること。

通知

第 14 の 3 歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に規定する 在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管 理料

- 1 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総 合医療管理加算及び加算及び在宅患者歯科治療時医療 管理料に関する施設基準
 - (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常 勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治 療中及び治療後における当該患者の全身状態を管 理できる体制が整備されていること。
 - (2) 常勤の歯科医師が複数名配置されていること又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間帯に歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有していること。
 - ア経皮的酸素飽和度測定器

(パルスオキシメーター)

- イ 酸素供給装置
- ウ 救急蘇生セット
- (4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

2 届出に関する事項

歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料の施設基準に係る届出は別添2の様式17を用いること。

告 示

十六 有床義歯咀嚼機能検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十七 咀嚼能力検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

十八 咬合圧検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

通 知

第 29 の 5 有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び 咬合圧検査

- 1 有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査に関する施設基準
- (1) 有床義歯咀嚼機能検査1のイの施設基準 次のいずれにも該当すること。
 - ア 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の 経験を有する歯科医師が1名以上配置されている こと。
 - イ 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び咀嚼能率測定用のグルコース分析装置 を備えていること。
- (2) 有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査 の施設基準

次のいずれにも該当すること。

- ア 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の 経験を有する歯科医師が1名以上配置されている こと。
- イ 当該保険医療機関内に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えていること。
- (3) 有床義歯咀嚼機能検査2のイの施設基準 次のいずれにも該当すること。
 - ア 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の 経験を有する歯科医師が1名以上配置されている こと
 - イ 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び歯科用咬合力計を備えていること。
- (4) 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び咬合圧検査の 施設基準

次のいずれにも該当すること。

- ア 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の 経験を有する歯科医師が1名以上配置されている こと。
- イ 当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えていること。

2 届出に関する事項

有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧 検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の1 の2を用いること。

精密触覚機能検査

告示

十九 精密触覚機能検査の施設基準

- (1) 当該検査に係る研修を受けた歯科医師が一名以上配置されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

涌 知

第29の6精密触覚機能検査

- 1 精密触覚機能検査に関する施設基準
- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関であること。
- (2) 口腔顔面領域の感覚検査及び三叉神経損傷の診断と治療法に関する研修を修了した歯科医師が1名以上配置されていること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。
- (3) 当該医療機関内に

Semmes-Weinsteinmonofilament set を備えていること。

2 届出に関する事項

精密触覚機能検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の1の3を用いること。

睡眠時歯科筋電図検査

告 示

二十 睡眠時歯科筋電図検査の施設基準

- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。

通知

第29の7 睡眠時歯科筋電図検査

- 1 睡眠時歯科筋電図検査に関する施設基準
 - (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯 科医師が1名以上配置されていること。
 - (2) 当該保険医療機関内に歯科用筋電計を備えていること。
- 2 届出に関する事項

睡眠時歯科筋電図検査の施設基準に係る届出は、 別添2の様式38の1の4を用いること。

手術用顕微鏡加算

告 示

二の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制を整備していること。

通知

第57の4の4 手術用顕微鏡加算

- 1 手術用顕微鏡加算に関する施設基準
 - (1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識 及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以 上配置されていること。
 - (2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されていること。
- 2 届出に関する事項

手術用顕微鏡加算の施設基準に係る届出については、別添2の様式49の8を用いること。

口腔粘膜処置

告 示

二の五 口腔粘膜処置の施設基準

- (1) 当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。

通知

第57の4の4 口腔粘膜処置

- 1 口腔粘膜処置に関する施設基準
- (1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いること。
- (2) 口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えていること。

2 届出に関する事項

口腔粘膜処置に係る届出は別添2の様式49の9を用いること。

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2

告示

二 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工 加算1及び2の施設基準

- (1)歯科技工士を配置していること。
- (2) 歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備していること。
- (3) 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。

通 知

第57の7 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2

- 1 歯科技工加算1及び2に関する施設基準
- (1) 常勤の歯科技工士を配置していること。なお、非常勤の歯科技工士を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科技工士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤歯科技工士が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (2) 歯科医療機関内に歯科技工室を有していること。
- (3) 歯科技工に必要な機器を有していること。
- (4) 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び 床裏装を行う体制が整備されている旨を院内掲示 していること。

2 届出に関する事項

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工 加算1及び2の施設基準に係る届出は、別添2の様 式50の3を用いること。

口腔粘膜血管腫凝固術

告 示

三の二の八 口腔粘膜血管腫凝固術の施設基準

- (1) 当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該手術を行うにつき十分な機器を有していること。

通 知

第80の10口腔粘膜血管腫凝固術

- 1 口腔粘膜血管腫凝固術に関する施設基準
- (1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 口腔粘膜に生じた血管腫等の血管病変に対する 凝固を行うことが可能なレーザー機器を備えている こと。

2 届出に関する事項

口腔粘膜血管腫凝固術に係る届出は別添2の様式74の4を用いること。

顎関節人工関節全置換術

告示

三の八 歯科点数表第二章第九部手術に掲げる顎関節 人工関節全置換術の施設基準

- (1) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
- (3) 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。

通知

- 1 顎関節人工関節全置換術に関する施設基準
- (1) 歯科口腔外科を標榜している病院であること。
- (2) 関連学会から示されている指針に基づいた所定 の研修を修了し、当該診療科について5年以上の経 験を有する常勤の歯科医師が1名以上配置されて いること。

2 届出に関する事項

顎関節人工関節全置換術に係る届出は別添2の様式56の8を用いること。

レーザー機器加算

告 示

三の七 レーザー機器加算の施設基準

- (1) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。

通知

第80の11レーザー機器加算の施設基準

- 1 レーザー機器加算に関する施設基準
- (1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する医師又は歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えていること。
- 2 届出に関する事項

レーザー機器加算に係る届出は別添2の様式49の 9を用いること。

歯科麻酔管理料

告 示

四 歯科麻酔管理料の施設基準

- (1) 常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。
- (2) 麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

通知

第81 の3 歯科麻酔管理料

- 1 歯科麻酔管理料に関する施設基準
- (1)歯科麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として全身麻酔を200症例以上及び静脈内鎮静法を50症例以上経験している常勤の麻酔に従事する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 常勤の麻酔に従事する歯科医師により、麻酔の安全管理体制が確保されていること。

2 届出に関する事項

歯科麻酔管理料の施設基準に係る届出は、別添2 の様式75の2を用いること。